

(派遣元) 公益社団法人神奈川県シルバー人材センター連合会 茅ヶ崎市事務所 御中

【記入例】

(派遣先)

スーパー○○

印

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態【則第24条の4第1号イ関係】				
		<受注件名>	スーパー青果売り場での品出	備考
(1)	業務内容	① 職種：	青果売場での品出し	参照：厚生労働省編職業分類
		② 中核的業務：	野菜・果物の品出し	
		③ その他の業務：	無	※中核的業務以外の比較対象労働者が従事する業務を記載。
(2)	責任程度	① 権限の範囲：	無（指示された業務を遂行）	
		② トラブル・緊急対応：	無（指揮者へ連絡するのみ）	
		③ 成果への期待・役割：	無（ルーティン業務）	
		④ 所定外労働：	無	
		⑤ その他：	無	
(3)	変及職 更及び 務の配 の配 置内 容の 範囲 の 内 容	① 職務の内容の変更の範囲：	無	
		② 配置の変更の範囲：	無	
(4)	雇用 形 態	仮定の通常の労働者		
2. 比較対象労働者を選定した理由【則第24条の4第1号ロ関係】				
比較対象労働者：	業務の内容が同一である仮定の通常の労働者			
(理由)	受け入れようとする派遣労働者と「職務の内容及び配置の変更の範囲」、「職務の内容」、「業務の内容」、「責任の程度」が同一である通常の労働者がいないため			
<参考：チェックリスト>				
	比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出） 対象者の有無		(○ or ×)	
①	職務の内容並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者		×	
②	職務の内容が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者		×	
③	業務の内容又は責任の程度のいずれかが派遣労働者と同一である見込まれる通常の労働者		×	
④	職務の内容及び配置の変更の範囲が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者		×	
⑤	①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。		×	
⑥	⑥派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮定の通常の労働者） ※派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。		○	

3. 待遇の内容等				
(1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）【則第24条の4第1号ハ関係】				
(2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的【則第24条の4第1号ニ関係】				
(3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項【則第24条の4第1号ホ関係】				
(待遇の種類)	いずれかに○	(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)
① 基本給		時給1,112円	労働に対する基本的な対償として支払われるもの	
② 賞与 制度：有・無	有 無		職務に於ける業績への貢献に対し支給。	責任・権限・成果・部下数・目標達成度
③ 役職手当：制度 有・無	有 無		職責に応じて支給	責任度合い・部下数
④ 特殊作業 手当：制度 有・無	有 無			
⑤ 特殊勤務 手当：制度 有・無	有 無			
⑥ 精皆勤手 当：制度 有・無	有 無			
⑦ 時間外労働 手当（法定割増 率以上）：制度 有・無	有 無	法定通り		
⑧ 深夜及び休 日労働手当（法 定割増率以上）：制度 有・無	有 無	法定通り		
⑨ 通勤手 当：制度 有・無	有 無	実費支給（上限8000円/月）	通勤に要する交通費を補填する目的	
⑩ 出張旅 費：制度 有・無	有 無		出張費用の補填（交通費・宿泊費）	
⑪ 食事手 当：制度 有・無	有 無			
⑫ 単身赴任 手当：制度 有・無	有 無		単身者赴任者の負担軽減	家賃の一部補助
⑬ 地域手 当：制度 有・無	有 無			
⑭ 食堂：施 設 有・無	有 無	利用可	業務の円滑な遂行の為	店舗に社員食堂の有無
⑮ 休憩室： 施設 有・無	有 無	利用可	業務の円滑な遂行の為	休憩室設置の有無
⑯ 更衣室： 施設 有・無	有 無	利用可	業務の円滑な遂行の為	更衣室設置の有無
⑰ 転勤者用 社宅：制度 有・無	有 無			

⑱ 慶弔休暇：制度	有 無			
⑲ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：制度	有 無			
⑳ 病気休職：制度	有 無			
㉑ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：制度	有 無			
㉒ 教育訓練：制度 有・無	有 無	1年に一度、希望者に接遇研修（毎年同内容）	定期的なスキルアップ研修	個人の業務レベルの向上
㉓ 安全管理に関する措置及び給付：制度 有・無	有 無			
㉔ 退職手当：制度 有・無	有 無		長期勤務の推奨及び退職後の生活保障	基本給・勤続年数・離職理由により算定
㉕ 住宅手当：制度 有・無	有 無			

※ 提供すべき情報が形式的に不足していた場合、虚偽の情報を提供した場合、比較対象労働者の選定が不適切であった場合等については、労働者派遣法第26条第7項違反として、派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者）の勧告及び公表の対象となる場合があるため、正確に情報提供すること。

※ 派遣元は、派遣先から提供された比較対象労働者の待遇等に関する情報のうち個人情報に該当するものの保管及び使用について、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限ること。個人情報に該当しない待遇情報の保管及び使用等についても、派遣労働者の待遇の確保等の目的の範囲に限定する等適切な対応が必要となること。また、比較対象労働者の待遇等に関する情報は労働者派遣法第24条の4の秘密を守る義務の対象となるため、派遣元は、正当な理由なく、当該情報を他に漏らしてはならないこと。これらに違反する派遣元は、指導等の対象となることに留意すること。